

新設分割に係る事後開示書面

加藤産業株式会社

加藤菓子ホールディングス株式会社

2023年10月2日

2023 年 10 月 2 日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

兵庫県西宮市松原町 9 番 20 号
加藤産業株式会社
代表取締役 加藤 和弥

兵庫県西宮市松原町 9 番 20 号
加藤菓子ホールディングス株式会社
代表取締役 菅 公博

加藤産業株式会社（以下「分割会社」という。）は、2023 年 7 月 22 日付の新設分割計画書に基づき、2023 年 10 月 2 日を効力発生日として、加藤菓子ホールディングス株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立し、分割会社の菓子卸売事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関して、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2023 年 10 月 2 日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第 805 条の 2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本件分割において、分割会社から新設会社へ承継される債務は存在せず、本件分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者はなく、分割会社は、会社法第 810 条第 1 項第 2 号に基づく債権者の異議申述の手続は実施しておりません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2023 年 10 月 2 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社の菓子卸売事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が分割会社から承継した資産の額は 142,000,000 円であり、負債の承継はありません。

4. 本件分割に関するその他重要な事項

会社法施行規則第 209 条第 5 号に該当する事項はありません。

以上